

衛生工学衛生管理者の職務

1 衛生管理者の種類と衛生管理者になるための要件

全ての事業場において、個々人の所属に異動があっても事業場としては50名を維持しているのであれば、有資格者に職務とその遂行に必要な権限を持たせて、衛生管理者に任ずる（このことを選任するという）定めになっている。

衛生管理者の種類別	対象業種	選任条件	資格習得方法	職務内容
第2種	商業、理美容、金融、 広告、興工、郵便、 通信、教育	有資格	試験	一般衛生管理
第1種	全業種	有資格	試験	一般衛生管理
衛生工学	全業種	500人超 ※指定条件有	講習	一般衛生管理 衛生工学管理

※指定条件

坑内作業、放射線にさらされる、高熱物体を扱い、暑熱場所での作業、じんあいや粉じん（有機物も含む）が飛散する場所、異常気圧下、鉛、水銀、塩酸、硝酸、一酸化炭素、二硫化炭素等有害物質の蒸気、粉じん、ガスを発散する場所での作業に常時30人以上従事させる場合、少なくとも1人は選任。

F₁逆
ca下逆
ce下鉄

(修習試験) 高圧、潜水、硝化

第2種衛生管理者の対象業種には表に示した以外に、旅館・ホテル業、接客娯楽業、飲食業、事務所が該当する。

衛生工学衛生管理者免許は短期大学を含む大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者、及び労働衛生コンサルタント試験合格者、作業環境測定士、第一種衛生管理者の資格を試験で取得した者、大学のうち、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で、労働衛生に関する講座又は科目を履修した者が講習を修了すると講習修了者として、労働局長に免許の交付を申請し、申請することによって取得できることになっている。

2 衛生工学衛生管理者の職務

衛生管理者の職務を定めている安全衛生法第12条では、

- 1 労働者の危険又は健康障害を防止するための対策を行うこと。
- 2 労働者に衛生のための教育を実施すること。
- 3 健康診断の実施その他健康の保持増進をはかること。
- 4 労働災害の原因の調査と再発防止対策を行うこと。

を実施するにあたり、計画から実施、評価まで管理させるとしている。その際、労働基準法関係の労働時間、賃金等は労働者の産業疲労や災害発生に大きく影響する事項ではあるが、これら労働条件に関する管理（これを労務管理という）は扱わないで、衛生そのものに関する対策の実施を管理することとしている。

衛生工学衛生管理者には、労働安全衛生規則から資格を持っている者を当管理者に選任したなら、上記の衛生管理者の職務に加えて、上記の職務のうち衛生工学の分野となるものについては特に管理させねばならないと規定されている。（昭和41・1・22 基発46、昭和47・9・18 基発601号の2）その管理すべき内容は下記のとおりである。

- 1 作業環境の測定およびその評価
- 2 作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施行、点検、改善等
- 3 作業方法の衛生工学的改善
- 4 その他職務上の記録の整備等

2より排気設備、除じん設備、密閉設備の設計や導入、取り付け、運転管理、定期検査や週単位の点検や始業点検の管理、設備の衛生管理からの改善ばかりでなく、生産設備が衛生管理上問題があり、改善すべきか否かの決定、設備を入れ替えるならその設計から運用管理まで担当することになる。

3より、衛生管理上、作業手順や標準の手直しに止まらず、原料の代替、使用の廃止、製造工程の変更、改良も職務としてあげられる。

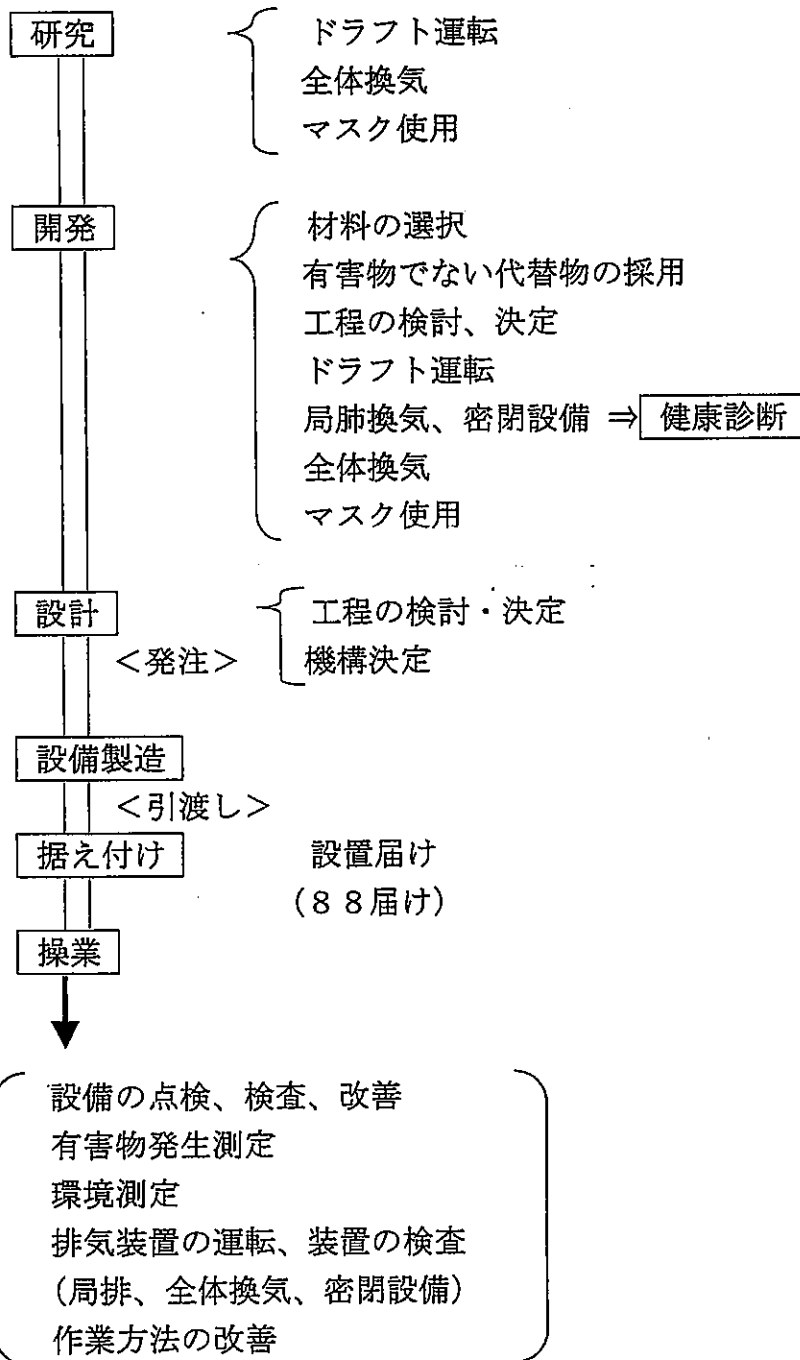
このように、単に職場の衛生に関係する設備や環境、作業方法の向上のための対策実施、健康診断とその事後措置、衛生に関係する知識や技能、意識の向上のための教育、災害調査と改善対策の実施等衛生管理者の職務としてあげられていることに止まらず、原料の代替、工程管理、生産設備の衛生対策からの設計、取り付けにいたるまで、事業場の研究開発部から設計部、保全工務部で担当する業務に至るまで広範囲の業務を担っている。

3 衛生工学衛生管理者の問題点

問題は、まず第一に経営担当者及び総括安全衛生管理者が衛生工学衛生管理者の職務は何であるか理解しているかである。ついで第二に、当の衛生工学衛生管理者に選任された者がこの広範囲にわたる職務を理解しているか否かである。理解しているなら、この職場を総合的、抜本的に快適な職場環境を有する

所に向き上げるために、衛生工学衛生管理者の権限、能力としてもつべき設計開発力や物質の特性、生理、疫学知識等基礎となるものが十分にあるか、不足しているならどう補うかを見直してみるのも必要と思われる。

【衛生工学関係の業務】



4 職務と講習科目の関係

厚生労働省告示「衛生管理者規程」によるカリキュラムは下表に示すとおりである。

(衛生工学衛生管理者に係る講習)

第3条 安衛則別表第4衛生工学衛生管理者免許の項第1号の厚生労働大臣の定める講習は、次の各号に定めるところにより行われる講習とする。

1 講習科目については、次の表の上欄〈編注・左欄〉に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄〈編注・右欄〉に掲げる講習時間により行うものであること。

講習科目	範囲	講習時間
労働基準法	労働基準法（昭和22年法律第49号）及びこれに基づく命令中の関係条項	2時間
労働安全衛生法（関係法令を含む。）	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）並びにこれらに基づく命令中の関係条項	6時間
労働衛生工学に関する知識	作業環境に関する基礎知識、作業環境改善の具体的進め方、局所排気装置、全体換気装置、廃液処理装置その他の設備に関する基礎知識、作業環境測定の方法及びその評価、保護具に関する基礎知識及びその保守管理	14時間
職業性疾病の管理に関する知識	職業性疾病に関する基礎知識、職業性疾病の発生事例及びその対策、健康管理の進め方、職業性疾病に関する教育の方法	6時間
労働生理に関する知識	人体の組織及び機能、疲労及びその予防、職業適性	2時間

2 講習の講師は、次の表の上欄〈編注・左欄〉に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄〈編注・右欄〉に掲げる資格を有する者であること。

(1) 労働安全衛生法

作業管理、作業環境管理及び健康管理を行う時に、基準となる方針（考え方）、実施事項とその内容を示したものであり、社内における安全衛生管理規程、技術標準、作業標準及び作業手順に対応するもので、衛生管理者として行うことが全て示されている。また、業務（作業）ごとに必要な管理をどのような理由から、どのように、いつまでに行うか、全てを定めている。

(2) 労働衛生工学に関する知識

3 管理のうち、作業環境管理と作業環境について

その内容は、

作業管理 有害物を用いるときの作業方法の知識

局所排気装置、全体換気装置、廃液処理装置等設備の基礎知識

と保守管理、保護具の基礎知識と保守管理

作業環境管理

作業環境に関する基礎知識

作業環境測定の方法と評価

作業環境改善の進め方

を扱っている。

(3) 職業性疾病の管理に関する知識

健康管理として

職業性疾病の内容、事例と基礎知識

職業性疾病の防止のための対策

健康管理の進め方

職業性疾病に関する教育の方法

(4) 労働生理に関する知識

基礎知識として、人体機能、疲労の機構とその防止、個人の職業適性の基準

(5) 労働基準法

職業性疾病防止のための労働時間管理、休暇、労働時間を影響する賃金、労働災害の補償の基本内容

等となっている。